

2018年11月議会 一般質問

2018・12・7 今井光子議員の質問

*議会の音声資料から作成したもので公式の会議録ではありません
日本共産党奈良県会議員団



一般質問にたつ今井光子議員

1、防災対策の抜本的見直しについて

日本共産党の今井光子です。今期最後の一般質問をさせていただきます。災害から命を守る奈良県づくりについて、知事並びに県土マネジメント部長に伺います

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震と大津波、福島第一原発事故による放射能汚染という、巨大かつ深刻な複合災害となりました。6年経ってもなお、約12万人の被災者が全国47都道府県で避難生活を強いられています。熊本地震をはじめ地震、豪雨、火山噴火など相次ぐ災害では、開発や防災対策のあり方、監視・観測や研究体制の脆弱さが改めて問われてきました。

奈良県でも紀伊半島大水害、過去最高の雨量を記録した昨年の台風21号、今年になっては、6月大阪北部地震、西日本豪雨、次々と台風が到来しました。南海トラフの危険性が30年以内には7割、50年以内では9割と言われております。経済効率優先で被害を拡大させてきた「防災対策」の根本的転換が求められています。

日本共産党は、(1)防災を無視した開発をやめ、必要な防災施設の整備と安全点検を徹底するなど防災まちづくりをすすめること、(2)観測体制の整備をすすめ、消防や住民などを中心とした地域・自治体の防災力を

強化すること、(3)災害が発生した場合には、再度災害を防止するとともにすべての被災者を対象にした生活と生業の再建、被災者の自立にむけた支援をおこなうこと—このことを基本にすることが必要と考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

防災対策は、災害が発生した後の応急対策や復旧・復興対策だけでなく、災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するための予防対策を重視した対策に転換する必要があり、想定外では済まされないことから、奈良県の防災対策を抜本的に見直すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 防災には議員、ご承知のように応急、復旧、復興という、おこってから
の対策が主におこなわれるわけでございますが、起こる前の予防、防災対策が重要であると私は
思います。消防の分野で予防に勝る予防無しという言葉がありますが、消防も防災も同じことか
と思います。

本県の地域防災計画におきましては、応急対策、復旧、復興対策など必要が発生しますと待っ
たなしでございますので、災害のごとに対策を定め、計画に取り組みをすすめるようとしておりま
すが、それとともに予防対策に力を入れているところでございます。

これまでのさまざまな災害はもとより、平成30年7月豪雨災害による甚大な被害を教訓とい
たしまして、被害を未然に防ぎ、尊い命ができるかぎり失われぬように災害への予防対策、備
える対策が重要であると考えております。予防対策はつまるところ、メンタル、ハードの両方
において備えることではないかと思っております。

さる11月6日の県市町村サミットにおきましては、命を守る行動、命を守る備えの対策例を
示すとともに、災害による被害を少しでも減じる減災につなげることを提起させていただきまし
た。今後とも本県の防災対策をたえず見直し、改善に努めてまいりたいと思っております。

2、奈良県の防災拠点施設について

奈良県は防災拠点施設に陸上自衛隊駐屯地誘致を要望しておりますが、平成30年2月県議会での私の代
表質問に、知事は自衛隊誘致を待つことなく防災拠点整備を進めると答弁されました。整備の見通しはいつ
頃になるのか伺います。また、当面、競輪場、第2浄化センター、吉野川浄化センター、消防学校の4か所
を防災拠点施設と位置付けていますが、耐震や、備蓄、防災無線などいざというとき機能するものになっ
ているのか、あわせて伺います。

荒井正吾知事答弁 まず、防災拠点施設の機能の現状について申し上げますと、災害時に災
害対策本部の補完救援部隊の集結といった機能を発揮するため、4か所の広域防災拠点を指定し
ております。各拠点で通信設備を設置している建物の耐震性は第2浄化センター、吉野川浄化セ
ンターにおきましては基準を満たしていますが、消防学校、競輪場においては一部不十分な施設
があるため、整備およびその在り方について検討をしております。

また、市町村の物資不足に対応するための備蓄でございますが、備蓄物資は約11万食の食糧
や飲料水をはじめ、おむつなどの生活必需品を消防学校、競輪場などに分散して保管をしており
ます。

防災行政通信ネットワークでございますが、4か所とも三重の通信回線を確保しております。
有線系回線、無線系回線、衛星電話の通信回線でございます。災害に強い回線構成になっており
ます。これは広域防災拠点は県内での災害発生時にその機能を発揮するものと思っております。

一方、南海トラフ等の大規模な災害が発生した際には、県内だけでなく、紀伊半島全体の災害
にも対応する必要があり、今までにない備えが必要だと思っております。航空移送機能を有する
新たな大規模広域防災拠点の整備も必要だと思っております。このため五條市での大規模広域防

災拠点の整備についても検討をしております。整備の方策、具体的な規模、整備する機能等についての検討を深めております。

陸上自衛隊誘致の実現を待つことなく、関係機関とも調整をおこない、早期に整備できるように取り組んでまいりたいと思います。南海トラフのような大規模な災害はいつ起こるかもわからないというご指摘が、先般、太田議員からもありました。そのご示唆に従って、自衛隊誘致を待つことなく、大規模広域防災拠点をまず整備したいという検討をすすめているところでございます。

今井光子議員 奈良県の防災計画は水害編、地域編ということでわかれていると思いますが、東日本の時は原発、津波、そして地震と複合でやってきました。この原発事故も想定した形で奈良県も、複合的な防災計画を策定をするべきではないかと思っております。この点でお尋ねをしたいと思っております。

荒井正吾知事答弁 奈良県防災計画の中で原発の事故を前提にと、こうおっしゃいました。東日本の災害を引き合いに出されたわけですが、東日本の災害は、ご案内のように地震がおこって津波がおこって、原発の事故がおこったという順番でございます。

それで地震は起こりうる。津波は奈良まで襲うことはないだろう。原発の事故が、遠くにありますので、その関係で原発の事故の直接の影響というのは、あまり考えられない。あるかもしれませんが、あまり考えにくいと思っております。しかし、福井にあります原発が何か事故がおこれば、救難なり支援をしなければいけないと思っております。

福井の避難民が来られた時に、福島の方々を奈良県では非常に多く、温かく受け入れていただきました。福井からも同じようなことがおこるかもしれません。それと、支援に、どのような形かの現地への支援ということがいる可能性があると思っております。そのようなことから、大規模広域防災拠点の、広域というのは福井県も視野に入れた、日本海から南海トラフの太平洋まで視野に入れた広域という意味がかぶさっております。外からの救難ということは、これから大きな力になってくると思っておりますので、そのような観点はあるものと承知をしております。

今井光子議員 やはり、福井県に美浜、敦賀、大飯、もんじゅと4つも原発がございまして、もし災害があれば100km圏内に奈良も入ってまいりますので、そうしたことも想定をした計画を考えていただきたいと思っております。

3、県管理河川における洪水浸水想定区域の策定状況について

県管理河川における洪水浸水想定区域の策定状況について 県土マネジメント部長に伺います

2011年の紀伊半島大水害では1億m³の土砂が流失。大滝ダムをはじめ河川の河床が上がっているため雨が降ると川があふれるようになりました。昨年10月の台風21号では過去最高の雨量で大和川が溢水し、大和川流域で多くの浸水被害が発生しました。

7月の西日本豪雨では岡山県真備町において河道内に生い茂っていた樹木や堆積土砂の影響でウォーターバック現象が起き、大規模な浸水被害が発生しました。4軒に1軒が水に浸(つ)かり、50人以上の方がお亡くなりになりましたが、これは洪水ハザードマップが示す予測浸水域とほぼ重なっており、その有用性が実証されたところでございます。

洪水ハザードマップについては、平成27年に水防法が改正され、これまで対象としていた降雨規模を見直し、想定最大規模の降雨により洪水ハザードマップなどを作成し、住民に周知することが市町村に義務づけられました。

この洪水ハザードマップを市町村が作成するためには、県管理河川における洪水浸水想定区域が示されなければなりません、その策定状況はどうなっているのか伺います。

山田県土マネジメント部長答弁 奈良県では平成30年7月豪雨の被害を教訓にいたしまして、昨日、知事からもお話がありました、(仮称)緊急防災大綱の策定にむけて、現在、検討をすすめてございます。

その中で洪水浸水想定区域の見直しについても、ハード対策として災害発生抑制政策として盛り込むこととしてございます。

検討状況でございますが、お話にありました水防法の改正にともないまして、奈良県では指定する際に用いる公布を、例えば100年に一度ぐらいの交付規模から、想定最大規模1000年に一度程度に見直されてございます。

現在、これを踏まえまして23の水位周知河川(*以下に言葉の説明)について見直しをすすめてございまして、今年度中に16、残りの7を平成31年、来年に指定する予定で準備をしており、その後、市町村に情報提供する予定でございます。

***洪水予報河川(水防法) (国の機関が行う洪水予報)**指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を関係都道府県知事に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

(県知事が行う洪水予報)国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、水位又は流量を示して直ちに水防管理者(市町村長)および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

***水位周知河川(水防法) (国が行う水位情報の通知及び周知)**水防法10条2項(洪水予報)の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(=氾濫危険水位)を定め、水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量をしめして県知事に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

(県知事が行う水位情報の通知及び周知)洪水予報の規定により国又は県が指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間内の一級河川又は二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、当該河川の水位又は流量を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めて、一般に周知させなければならない。

4、がん治療と仕事の両立について

がん治療と仕事の両立について、医療政策局長に伺います。

2人に一人ががんになり3人に一人ががんで亡くなっています。早期発見すれば治療方法も改善され生存率も向上してまいりました。ところが厚労省が2016年にまとめた資料では、がんになった労働者の約34%が依願退職や解雇されています。職場に迷惑をかけるからと自ら仕事をやめるなど現状があります。私も6年前にがんになりましたが、一緒に治療していたほとんどの人が仕事をやめていました。私の場合は幸い周りの方々の理解があって続けることができましたが、どのように職場に伝えるのか、治療のために休みが取れるのか、やめた場合の生活がどうなるのかといった病気そのものの苦しみと共に仕事との両立は多く

の方々を悩ませています。11月26日がん議連とがん患者会との懇談会でも、職場にがんであるといえない。再就職の時に病気を隠さないと雇ってもらえないなど深刻な実態が紹介されていました。

この度、厚生労働省の研究班が、治療と仕事の両立を図るモデル就業規則を作成しました。何か月休職すれば復職できるのかなど、研究や患者の経験を基に最適な働き方や会社の支援態勢を示しています。

また、順天堂大学の遠藤准教授が、がん患者約1300人に行った追跡調査では、半年の休職で約半分、1年で6割がフルタイムで職場復帰されています。

厚生労働省が示す、治療と仕事の両立を図るモデル就業規則の導入で、仕事を継続できる人がさらに増えることが期待されるとともに、企業にとっても、雇用継続のための具体的な手法が書かれており、大変重要な内容です。

奈良県におけるがん患者の就労の実態はどうか。また、がん患者が治療と仕事の両立を図るため、県として患者及び事業所に対し、どのような取組を行っているのか伺います。

林医療政策局長答弁 近年、治療の進歩によりがんは以前と比べ治る病気となってきています。がんと診断された場合に、治療でどれくらい生命を救えるかを示す指標である5年相対生存率は6割を超えています。がんの治療を続けていくためにも、また、治療の後の生活をささえていくためにも、働き続けることは大変重要だと考えております。

仕事をもちながらがんの治療をおこなっておられる方は平成22年の国の統計によると、全国で約32万5000人と推計されています。本県でも数多くの方が、治療と仕事を両立されていると承知をしております。

一方、昨年度に県が実施した患者意識調査によると、回答された方の約3割が治療療養のために仕事をやめ、約1割の方は希望があっても再就職できないという状況にあるということでございます。

県ではがん対策推進協議会のもとに設置した部会で就労に関し、患者や関係者の方々と意見交換をおこなっています。がんに罹られますと、先の見通しがわからない中で退職される方もいらっしゃいますが、一旦退職をされると再就職がより難しいという実情もござります。

治療と就労の両立にあたっては、まず患者さんにがんにかかったからといって仕事をやめなくてもよいことを知っていただくとともに、利用できる仕組みや雇用主と上手に相談する方法をお伝えしたいと、このように考えております。

具体的な取り組みといたしましては、がん診療拠点病院等に設置されたがん相談支援センターで、相談員や社会保険労務士による就労相談をおこなっています。また、再就職の支援のためにハローワークが県立医大付属病院に出張窓口を開設しております。一方、雇用主の理解を促進する取り組みをすすめております。奈良労働局と連携して県内事業所の人事担当者等を対象とした研修会を開催し、具体的な対応策や事業所に対する助成制度のご案内をおこなっております。あわせて、産業保健総合支援センターの両立支援促進員が患者と事業者の個別の調整を支援する仕組みの活用もうながしています。

今後とも、がん患者が社会とつながることができ、充実した生活の支えとなるよう就労支援に取り組んでいきたいと考えております。

今井光子議員 実は、午前中に奈良交通ビルの3階にございます「産業保健総合支援センター」に足を運んでまいりました。まず、看板が一切なくて、そのビルのところに行くと初めて、それがあつというのがわかるというような状況でございました。これは、厚生労働省ですが、ぜひ、外からもわかるような看板をつけてほしいというようなお願いをしていただきたいと思います。

がんの拠点病院で相談をうけているわけですが、ほとんど、そこに来る人で仕事の相談をする人はいないという話も聞いてまいりました。

そこに来る時点では、仕事を辞めてきていると言っておりますので、それは医師が告知をした時点で何らかのフォローをするとか、その前からがんになったらどうかという、そうしたものをもっと普及する必要があるのではないかなと思いますので、これは意見として述べておきたいと思ついます。

5、県立高等学校適正化実施計画について

県立高等学校適正化実施計画について教育長に伺います。

先日、委員会の視察で沖縄糸満市にある大和の塔の慰霊祭に参加させていただきました。奈良県の戦死者の6割以上に当たる15781名のかたが南方の戦いで命を落とされたことを知りました。またひめゆりの塔にも行ってきました、13歳から17歳のまだあどけない女学生が負傷兵の看護にあたるため女子挺身隊として駆り出されました。私が驚いたのは戦争中に亡くなったのが9名にもかかわらず、沖縄戦が激しくなった1945年6月18日に、突然の解散命令が出され、18、19日を中心に集団自決などで111名もが亡くなっていたことをして驚きました。

多くの犠牲の上に立って二度と戦争を繰り返さないことを誓った日本国憲法が制定され、その理想を実現するために教育基本法が作られました。

ところが2006年には教育基本法が改正され国家による教育の介入に道を開き、人格の完成を目指す教育から財界が求める人材づくりのための教育が進められてきています。

それまで教育行政は一般行政と一線を画し独自に行われていました。しかし改正教育基本法では知事をトップとした奈良県教育総合会議が開かれ、その具体化として教育振興大綱が作られています。

今年度の教育振興大綱アクションプランでは、「高校再編問題で県立高等学校の適正化実施計画を策定する。」「実施計画の内容について広く周知する。」としています。この通りになっていけば今日のような混乱はなかったと思います。

6月8日に県立高等学校適正化実施計画の具体的な内容が示されました。県立高校を33校から3校減らし平城高校跡地を奈良高校が使用など、発表直後から大きな反対の声が上がりました。

私は県立高等学校適正化実施計画が決まるときの委員会傍聴をしました。当時から傍聴席がいっぱいになるほどの運動や関心の高まりはあったものの結果的には県の方針どおりに進んでいきました。今回大きく異なるのは「もっと慎重に進むべき。」という運動のかつてない高まりと広がりの中で、県の対応がころころ変わっていることです。

希望をもって入学した学校がなくなると言われた子ども達、毎日学んでいる学校が危険校舎と判明した子ども達、子どもを見守る保護者、様々な形でかかわってきた地域などどれほどの人々の気持ちを傷つけているかわかりません。

この中で、一番困っているのが中学3年の受験生です。11月10日に県立高校削減を考える会が開いた集会では受験生の親が「今なら希望校に行けるが、平城高校がなくなることによってそこを受ける子が別の学校に行ったらどうなるかわからない。」と言われ受験を目の前にして不安が広がっていることがリアルに報告されています。

本来は子供たちに与えてはならない「不安」を広げている責任は県の教育行政にあると考えます。

H12年の時は7月に教育長が第1回の開催を諮問して15年6月に答申が出るまでに2年11か月が費やされています。その間の議事録はすべて公開されていました。

今回は教育委員会の内部で2年間検討したということですが内部の関係者で作る10名ほどで出された資料も関係者外極秘と記載されています。

前回の県立高校将来構想審議会最終答申では、具体的な整備計画の立案に当たっては、「学識経験者や教育関係者、保護者、産業界等各界からなる検討委員会を設置するなど、コンセンサスを図りながら、できる限り早期に整備計画を策定し、着実に実施されることが必要である。」としています。学校の主体的な取り組みへの期待、保護者地域、県民の理解と協力、社会への要望、そして行政の要望で締めくくられています。

2年11月かけて議論されてもなお、各界代表者による検討委員会を設置してコンセンサスを図る必要性が言われています。

そこで、教育長に伺います。

今回の県立高等学校適正化実施計画の策定にあたり、前回の審議会答申において示された各界代表者による検討委員会を設置してコンセンサスを図るべきとの意見についてはどのように受け止められたのか。

また、「県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱」があるにもかかわらず、今回なぜ審議会が設置されなかったのか伺います。

県立高等学校適正化実施計画は、6月に発表され9月には条例が可決されるなど異例の速さで進んできましたが、白紙撤回してもっと県民の声を聴いて合意納得できる形で進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

吉田教育長答弁 今回の適正化実施計画は前回の再編実施後の課題である生徒数の大幅な減少や南部東部地域にある高校の定員割れ、教育内容の充実についての対応が急務であるとの認識のもと、県立高校将来構想審議会答申の趣旨を踏まえながら策定をいたしました。

計画の骨子となる推進方針を定める際には臨時の教育委員会での議論と並行し、専門学科をおく高校の校長等からのヒアリング、中学校校長と小中学校 PTA 会長を対象とした県内3地域での地域別協議会の開催などをおこない、平成30年3月に案を公表し、パブリックコメントの手続きを実施するなど、意見聴取やコンセンサスの形成に取り組んでまいりました。

しかし、県民の皆様には校名等の情報を早期に発表できなかったことについては、反省すべき点であると認識をいたしております。

審議会につきましては今回、改めて確認をしたところ、平成13年9月28日付で審議会の廃止と委員の解職がおこなわれており、審議会は閉じられたものと認識をいたしております。県教育委員会といたしましては、前回、再編後も答申の趣旨を踏まえて、総合学科の設置や県立中学校の設置に取り組んでおり、もともと審議会を開く必要はないと考えていました。今回の適正化実施計画に対しては、平城高校 PTA から関係者等からの意見を十分に聞いていない、計画の進め方が拙速ではないかななどの意見とともに、今後の対応に関するご要望もいただきました。

このことについては過日、県教育委員会としての考え方を直接、回答するなどの対応をおこなわせていただきました。

今後も、県民の皆様には計画に対するご理解をいただく努力を続けながら、計画を着実に実施をしてまいります。

今井光子議員 審議会の設置をしなかったということでございます。私は、この廃止をしたということをお初めに聞きまして、審議会が廃止された、それだったら要綱も廃止されたのかということを確認しましたら、要綱は残っていたという話でございました。この要綱を見ますと、その第一条の中に、県立高校の規模と配置の適正化などということが要綱設置の第一項に書いてあるということでございます。

要綱ですので、元になる大切な事柄ということですので。私はこれは、きちっと、審議会を開いて検討すべき中身だったと思いますが、その点で、教育長のご意見を伺いたいと思います。

吉田教育長答弁 確かに、県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱でございます。決済は審議会の廃止ということで決済をされております。これをもって要綱が廃止されているのかということには、若干、私も疑問は感じますけれども、ただ、趣旨はやはり審議会はいったん閉じるということで、この審議会の答申が、私も手元に持っております。この審議会の答申の中で、実を言いますと審議会の主要メンバーでもあり検討委員会でも策定いただいた奈良教育大学の元教授の先生はわたし、非常に懇意にもさせていただいておりました。その先生とも、これまで何度も話す機会がございました。

この答申の中にはあたらしい学校づくりとして、総合選択制によって中学生が、なかなか選択できない中で、高等学校で選択できるようにしようとか、あるいは総合学科を設置しよう、また、単位制の学校をつくろう、中高一貫教育を公立で実現しよう、そういった答申も出されております。先ほども申しましたように、この答申の趣旨というものは、今後も生かしていくべきだと考えておりますし、これまでもこの趣旨にそった学校づくりを推進してまいりました。

従いまして、新たな適正化に関しては審議会を開催する必要はないというふうに考えていたわけでございます。

今井光子議員 やはり、審議会は廃止になっておりますが、要綱を残しているということに意味があったと、私は思います。ですから、今度やるときには、この要綱に基づいて審議会をつくりなさいということで、この要綱を廃止せずに残したのではないかと、私はそういうふうに理解をしているわけです。

1つ、お伺いをしたいのですが、3つの学校を2つにするということですが、平城高校の生徒さん、また西ノ京、登美ヶ丘それぞれの生徒さんは、今後、学籍をもらいにいくのはどこにもらいにいくことになるのか、教えていただきたいと思います。

吉田教育長答弁 それは、それぞれの校舎へもらいに行くこととなります。従いまして平城高校の生徒さんは奈良高校が移転した際には奈良高校の事務室に成績証明書等をもらいに行く、これはすでに、前から申し上げております。

今井光子議員 3つが2つになるということで、ちょっとおかしいなという感じがするわけですが、やはり、ほんとうにもう一回、ちゃんと仕切りのおすべきではないかと思っております。

奈良高校の子供たちの部活の問題ですが、昨日もシャトルバスの話がございました。調べてみましたら、電車を乗り継いでいきますと45分かかります。車の移動であれば20分から30分で可能だということで、7時間の授業を3時半に終わらせてから、行きますともう、4時半頃という時間になってまいります。これで部活をいっしょにやるというのは、かなり難しいのではないかと、私はおもいます。

そうした意味ではシャトルバス、ぜひ、していただきたいと思っておりますけれども、その点で、教育長の考えをお伺いしたいと思っております。

吉田教育長答弁 その点は学校のPTAの方からもご要望をいただいております。昨日もお答えしましたように、検討をするということでございます。

今井光子議員 審議の過程のことで、もっと早くと反省しているということでしたけれども、11月13日に県立国際高等学校検討協議会設置要綱というのがつくられておりまして、委員は教育長を会長に10名の構成になっておりますが、なぜ、ここに保護者の代表が含まれていないのかお尋ねしたいと思っております。

吉田教育長答弁 県立国際高等学校の入試の在り方でありまして、教育課程でありまして、保護者を入れて入試の在り方や教育課程を中心に検討するということは想定しておりませんでしたので、そういうメンバーになっております。

今井光子議員 私は、反省をするということであれば、やはり、1つひとつのことを、保護者も入れて検討するべきではないかと思っております。口だけで反省していたのかなと、そんなふうに感じました。

私の方に来ているのですが、我が家の下の息子は耳成高校を出ておりますが、人に尋ねられたら、今は畝傍高校になっておりますが、耳成高校ですと、心の格闘をしながら答えなくてはならないのではと思います。10年前の統廃合で、批判はOBの方が根強くもっていると思います。10年前の統廃合のときに、解消となった学校は、すべて新しい校名にするということになっていたにもかかわらず、畝傍高校だけ変更されずにあります、とこのように多くの人の心の中に、やはり、統廃合の問題が残りますので、よくやっていただきたいと思っております。

6、県立高校耐震化について

次に県立高校の耐震化問題です。

県立奈良高校の校舎や体育館の耐震性が国の基準を大幅に下回り、保護者からも耐震問題に万全の対策を求めるよう署名が提出されました。2007年などに行った奈良高校の耐震診断の結果、コンクリート強度が不足し補強ではなく建て替えが必要なことは当初から県は認識していたにもかかわらず、未だ対策がなされていません。さらに奈良高側からも校舎を含めた現地建て替えの要望が出され16年3月には調査委託で現

地建て替が可能との結果があったにもかかわらず、適正化の議論を踏まえて全体的な整備方針などを考える
と先送りされました。前回の答申では、「計画実施の際には、新しい県立高校教育の創造に向けて、学校がそ
の主体性を発揮し、まい進できるよう、環境づくりにつとめるとともに、人的な配置や施設・設備の整備な
ど、まさに物心両面にわたるサポートを望む。」としています。

これが生かされるのなら現場の声をうけとめ建て替えの方向で進めるべきです。子どもの安全より、いか
にコストを抑えるかを優先した結果ではなかったでしょうか、さらにプレハブができる間、1.2 学年だけ移
転する予定の郡山高校城内学舎では構造耐震指標の I S 値が 0.34 で、奈良高校の 0.17 よりは改善さ
れますが、国土交通省基準の 0.6 にも文部科学省が示す基準 0.7 に達していません。

また、今議会では I s 値が 0.3 未満の 奈良、奈良朱雀、大宇陀、高田、山辺の 5 校の仮設校舎、並び
に郡山、山辺、大宇陀、磯城野、王寺工業の改築設計の前倒し実施に 14.7 億円をかけて行くと補正予算
案が提出されています。

そこで、教育長に伺います。奈良高校を建て替え、他の危険な高校の耐震化を行った場合、いくら
の予算が必要となるのか。また、知事是对応の遅れは教育委員会だと発言され、教育長はこの間の付けが回ってき
たといわれています。要は教育予算の削減が大元にあります。しかし予算があろうとなかろうと子供の安全
を守る学校施設を作ることは教育行政の大前提です。

2015 年にすでに現場から要望が出ていた、奈良高校の建て替えを行うべきではないでしょうか。奈良高
校を建て替えれば平城高校に移す理由はなくなります。この際、県立高等学校適正化実施計画を白紙に戻し
て奈良高校を建て替え、存続要望の強い平城高校を残すべきと考えますが、教育長の考えをお伺いします。

吉田教育長答弁 県立高等学校の耐震化につきましては、これまで順次取り組んでおり、今
年度末時点で耐震化未完了の建物が 9 校 21 棟となります。これらについて 3 校は耐震補強工事
により 2021 年度に、5 校は改築により 2022 年度に、奈良高校については平城高校跡地へ
の移転により 2021 年度に、それぞれ耐震化を完了する予定でございます。

耐震化にかかる費用は 3 校の耐震補強工事は概算で 19 億円程度、5 校の改築は実施設計前
の大まかな試算ではございますけれども 54 億円程度必要と見込んでおります。奈良高校が現地改
築をおこなう費用につきましては、平成 27 年度の試算等の数値ではございますけれども、教室
棟 3 棟と渡り廊下棟の改築費および屋内運動場の耐震補強費用として約 42 億円程度と見込ま
れております。

次に適正化を白紙に戻して、奈良高校を建て替え、平城高校を残すべきとお尋ねございま
す。今回の適正化計画は実学教育の推進などにより本県教育の質の向上をめざして実施するもの
でございます。計画を白紙に戻すことは、先ほど申し上げた課題を先送りすることになり、本件
教育の後退につながるものと考えております。

奈良市内の高校については、今度 10 年間に見込まれる 25 学級の減に対応し、加えて、時代
の変化に対応した新しい高校づくりをおこなうため、生徒急増期に新設をされました普通科高校
3 校をグローバルな県立国際高校と県立大学附属高校に再編成をいたしました。これらの高校づ
くりや南部東部の専攻科の設置は本県教育に新たな価値を生み出すものと信じております。

なお、学校再編の対象校については存続の要望があることは認識をいたしております。

要望が強ければ残す、逆に、要望がなければいけないという、そんな考え方にもつながります。私
はそのような思考をもって再編成を推進しているわけではございません。私は本県教育の質を
高めたいとの強いマインドをもって、この適正化計画を実施してまいりました。

7、宮堂遺跡の一般公開について（要望）

天理王寺線の発掘調査に伴い河合町河合の宮堂遺跡から古墳時代や飛鳥時代の集落跡、および縄文時代の

土器が発見されました。周辺は大塚山古墳群として国の史跡に指定された大塚山古墳のすぐそばで、本来なら保存のための調査を行う必要がありますが町の予算もなく大規模な発掘はできていません。今の予定では調査が終われば1月には埋め戻されるということですが、地元しか説明会が行われていないため町内の人にも知られていません。道路ができてしまうと永久施設で永遠に見ることはできません。一般公開の見学会を開いていただくよう要望いたします。

(了)